

平成25年第5回東大和市議会総務委員会記録

平成25年12月12日（木曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本修君	副委員長	佐竹康彦君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	蜂須賀千雅君	委員	関田正民君
委員	尾崎信夫君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

17番 東口正美君

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	吉川和宏君

出席説明員（4名）

副市長	小島昇公君	総務部長	北田和雄君
職員課長	原島真二君	総務部副参事	神山尚君

会議に付した案件

- (1) 第62号議案 東大和市職員の再任用に関する条例
- (2) 第64号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 第65号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 第66号議案 東大和市職員互助会に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 所管事務調査

東大和市議会における災害対策に関すること

午後 1時27分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成25年第5回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 初めに、第62号議案 東大和市職員の再任用に関する条例、第64号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、第65号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第66号議案 東大和市職員互助会に関する条例の一部を改正する条例、第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括議題に供します。

まず、市側から資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○総務部長（北田和雄君） 皆様、こんにちは。

それでは、議案資料を御説明いたします。

本資料は、第62号議案 東大和市職員の再任用に関する条例と、これに関連する第64号議案、第65号議案、第66号議案及び第68号議案を一括して記載しております。

では、御説明いたします。1ページをお開きください。

初めに、1、再任用制度導入の目的であります。導入の目的は3点ございます。

1点目は、（1）雇用と年金の接続であります。

これは、職員の年金で報酬比例部分の支給年齢が、平成25年度の定年退職者から段階的に引き上げられ、平成33年度以降の定年退職者からは65歳からの支給となります。このため定年退職後、無年金期間が生じることから、雇用と年金の接続を図るものであります。

2点目は、（2）知識・技能の継承であります。

これは、現在定年退職者につきましては、嘱託員として雇用していますが、嘱託員は非常勤の職員でありますことから、職員と同等の本格的な業務を行うことができません。そこで、ベテラン職員に本格的な業務に従事してもらい、若手職員に知識と技能を継承し、組織の活性化を図るものであります。

3点目は、（3）25市との均衡であります。

多摩地域の東大和市以外の市は、既に再任用制度を導入しております。地方公務員法に規定された情勢適応の原則に基づき、他市との均衡を図るものであります。

次に、2、再任用制度と再雇用嘱託員制度の比較であります。

身分についてであります。再任用職員は一般職に分類され、地方公務員法が適用されます。これに対して、再雇用嘱託員は特別職に分類され、地方公務員法が適用されません。勤務時間についてであります。再任用職員は職員と同様の週38時間45分勤務するフルタイム勤務職員と、職員と比べて勤務時間の短い短時間勤務職員の2種類があります。これに対して、再雇用嘱託員の勤務時間は週30時間です。給与についてであります。再任用職員は本格的業務に従事することから、職員と同様に給料と手当を支給します。これに対して、再雇用嘱託員は報酬と、費用弁償として通勤費を支給しています。

次に、3、任用であります。

（1）対象者であります。再任用の対象者は2種類あります。

一つは、①の定年退職者であります。

2つ目は、②として、定年前に普通退職した者であっても、20年以上勤務した者で退職後5年以内、60歳以

上の者も定年退職者に準じて再任用の対象とするものであります。

(2) 任期であります。

再任用の任期は、体力や能力の変化の大きい高齢期の雇用であることを考慮し、1年間とするものであります。

(3) 選考であります。

再任用の任用に当たっては、人事評価と面接により選考を実施いたします。これは、職員の意欲、能力、健康状態等を総合的に判断するためのものであります。

2ページをお開きください。

(4) 更新であります。

勤務成績が良好である者は、65歳に達するまで再任用の任期を更新できるものであります。

(5) 任用方法であります。再任用職員の任用方法は2種類あります。

1つは、①で本人の申し込みを受けて、フルタイム勤務、または短時間勤務の職に任用するものであります。このうち、フルタイム勤務は当面2年間の運用とします。また、61歳で年金が支給される職員は1年間の任用とします。

なお、希望すればその後は短時間勤務の職に任用をします。

2つ目は、②で組織運営上の必要性から、フルタイム勤務の職に任用するものであります。例えば進行中のプロジェクトの責任者で余人をもってかえがたいときに、市の要請に基づきフルタイム職員として再任用する場合などです。

(6) 業務内容であります。

再任用職員は、勤務時間の短い短時間勤務職員も含め、職員と同等の本格的な業務に従事することとするものであります。

次に、4、勤務条件であります。

再任用職員は、職員と同等の本格的業務に従事しますので、勤務条件につきましても原則職員に準拠してまいります。

(1) 給料月額、フルタイム勤務の場合であります。こちらに記載した表は、再任用フルタイム勤務職員の職層ごとの給与月額を示したものであります。給料表は、東京都の給料表に準拠しております。

なお、短時間勤務職員の給料月額は、勤務時間数により案分した額とするものであります。

(2) 昇給であります。

再任用は1年間の任用のため、昇給はございません。

(3) 手当であります。

手当については、再任用職員の場合、支給する者としないうる者がございませぬ。

①は支給しない手当で、扶養手当、住居手当、退職手当であります。

②、③、④は支給する手当です。

②は職員と同率、または同額を支給する手当で、地域手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当であります。

③は勤務日数等に応じて支給する手当であります。通勤手当は勤務日数に応じた額を支給します。

④は期末勤勉手当の支給月数であります。期末勤勉手当の支給月数は、東京都に準拠し年間2.1カ月とする

ものであります。

3ページをお開きください。期末手当・勤勉手当の内訳表であります。

期末手当と勤勉手当については、係長以下の職員と課長・部長職の管理職とでは、それぞれの支給月数が異なります。

なお、期末手当と勤勉手当の合計支給月数は両者とも同じでございます。

(4) 勤務時間の割り振りであります。勤務時間の割り振りは2種類あります。

①はフルタイム勤務職員の勤務時間で、職員と同様の週38時間45分とします。

②は短時間勤務職員の勤務時間です。

1日の勤務時間を職員と同様の7時間45分を基本とし、週2日勤務の場合は15時間30分、週3日勤務の場合は23時間15分、週4日勤務の場合は31時間を週の勤務時間とするものであります。

(5) 休暇・サービス関係です。

①の年次有給休暇は、週の勤務時間が30時間以上の再任用職員は、東京都に準拠し年20日といたします。週の勤務時間が30時間に満たない再任用職員は、1週間の勤務日数に応じて付与します。

②のその他の休暇は、原則職員と同様とします。ただし、長期勤続休暇は付与しません。

③のサービスは職員と同様に、地方公務員法及び関係法規が適用されます。したがって、懲戒処分、分限処分、営利企業の従事制限等は職員と同様の取り扱いとなります。

5、その他です。

(1) 公務災害です。

再任用職員の公務災害は職員と同様、地方公務員災害補償基金より補償されるものであります。

4ページをお開きください。

(2) 保険です。

再任用職員の健康保険ですが、フルタイム勤務職員については、職員と同様に東京都市町村職員共済組合に加入し、健康保険が適用されます。短時間勤務職員は、週の勤務時間数が30時間以上の職員は社会保険に加入し、それ以外の職員は国民健康保険等に加入をします。

(3) 雇用保険です。

雇用保険は週の勤務時間数が20時間以上である全ての再任用職員が加入します。

(4) 互助会です。

職員の福利厚生のため、条例に基づき職員互助会を設置しております。再任用職員も本格的業務を行うことから、職員と同様に互助会に加入をいたします。

(5) 人事行政の運営等の公表です。

人事行政の運営につきましては、毎年1回市報及びホームページで公表しております。再任用職員も職員に含めて公表いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（押本 修君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 御説明ありがとうございました。

この問題につきましては、総務委員会の中の蜂須賀委員が既に一般質問でお取り上げなされておられまして、

そこで種々御答弁がありましたけれども、委員会の場合ですと、重なる質問も多いかと思っておりますけれども、何点か改めて御質問させていただければと思います。

この再任用制度につきましては、平成25年3月29日付で総務副大臣の名前で地方公務員の雇用と年金の接続についてということで、現行の再任用制度に関して、いまだ条例制定していない団体においては、速やかに制定を図りたいというような通達も出ているようでございますので、自治体としては導入していくべき内容なのかというふうには考えております。

そこで、多摩25市との均衡ということなんですけれども、既に多摩25市で導入していたものが、なぜ当市においては、ここまで導入されてこなかったのか、その主たる原因は何なのかについてお伺いをいたします。

○総務部長（北田和雄君） 東大和市が再任用制度を今まで導入しなかった主な理由でございますが、1点目は行政改革に取り組んでおりまして、人件費の抑制を行っていたということが一つあります。

それと、もう一つは年金がまだ支給されておりましたので、報酬比例部分でございますが、そういうことを総合的に判断をして、今まで再雇用制度で対応してきたということでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そうしますと、人件費の抑制の点と年金等の点が理由だということは承知いたしました。

続いて、別の観点なんですけれども、これは一般質問でもされていたかと思うんですけれども、新規採用との兼ね合いの問題でございます。平成26年から28年度までの実施計画を見ますと、48ページにございます文言の中で、人件費に関する記述がありまして、歳出の見込み方として各年度の定年退職者の人数が翌年度に新規採用されるものとして推計というふうに書いてございます。このような考え方に立ちますと、再任用される方がいらっしゃれば新規採用は減ると、最悪定年退職されても再任用、仮に全員されれば新規採用がないということで、このような点については、どのような見解を持っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○総務部長（北田和雄君） 再任用制度と新規職員の採用の関係でございますけれども、まず原則的にはフルタイム勤務で再任用すれば、職員がそれで補充されますから新規採用は抑制をされてきます。ただ、短時間勤務の場合は、例えば週3日と2日という組み合わせができれば、正規職員1名の補充のかわりになりますが、そういう組み合わせができない場合は、補充になりませんので、必ずしも正規職員の抑制につながるというわけではございません。

今後の方向としましては、導入目的でも御説明しましたとおり、主な目的の一つとして、ベテラン職員の知識、経験、技術などの継承を若い職員にするということもでございます。ですから、再任用の登用をしますが、あわせて新規採用も必要でございますから、その辺はバランスをとりながら考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 経験・技術を伝えていくということは、非常に重要な目的があるということなんですけれども、そうしますとこの再任用を使われることによって、再任用された方が主に若い世代の方と一緒に仕事にかかわるのか、それとも今までと同じような仕事をされていくのか、仕事のバランスといたしますか、どういった経験・技術をこの再任用の方が伝えていくのかという、その点具体的なイメージがありましたらお伺いできればと思います。

○総務部長（北田和雄君） 退職する職員は30年以上勤務しておりますので、いろんな職場を経験しております。

ですから、必ずしも退職時に所属していた職場ということに限るわけではございません。過去のいろんな職場の経験を生かしてもらおうということを考えておりますので、できましたらその時点で持っている経験とか、知識を生かせる職場に任用していきたいというふうに考えております。

若手職員の技術継承と申しましたが、それが中心ではございますけれども、組織としてベテラン職員の蓄積した知識や技術を継承していきたいというのが基本的な考えでございますので、必ずしも若手職員というふうに限定をしているわけではございません。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） もう一つ、この条例の中の第3条で勤務実績が良好である場合に行うことができるというふうに記載されておりますけれども、勤務実績が良好であるということの具体的な指標というのは何なのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○総務部副参事（神山 尚君） 勤務実績が良好である場合の判断でございますが、再任用職員につきましても、本格的業務をやっていただくわけですから、人事評価制度の対象にすることを考えております。したがって、その人事評価制度の結果を活用するというところでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） もう一点、先ほど人件費抑制の点で、これまで再任用制度を導入してこなかったというようにお話だったんですけども、この再任用制度の導入で人件費の抑制について、どのような影響があるのかということについて、確認させていただければと思います。人件費抑制について、プラスの効果があるのか、マイナスの効果があるのかという点でございます。

○総務部長（北田和雄君） 再任用制度と人件費総額の関係でございますが、これについては増加要因と減少要因2通りございます。

まず、増加要因でございますが、1人当たり週4日勤務した場合ですと、再任用の場合は再雇用に比べまして、年間65万円ほど人件費がふえます、1人当たりですね。今再任用の希望者を15人程度と見込んでいますので、約975万円の増加というふうになります。

あと、減少要因でございますが、先ほど申しましたとおり、仮に正規職員に完全に再任用職員が置きかわったとした場合、1人でフルタイム勤務職員として、その場合は年間300万円ほどの人件費の減少が1人当たり見られます。これについても、例えば2日勤務と3日勤務を組み合わせると1人の正規職員と置きかえたということになりますと、やはり同額の減少が見込まれるというふうには考えています。

この増加要因と減少要因を相殺した結果、どうなるかということですが、実際に職員を配属してみないと、これが積算できませんので、現在のところは把握はできておりません。ただ運用に当たっては、できる限り人件費総額が増加しないような運用に努めたいというふうには今考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 当市は経常収支比率90%を目標にされておられますけれども、そういった中でやはり人件費の抑制ということは、どうしても避けられない課題であるかなというふうに思います。扶助費等は減ることはないと思いますので、やはり人件費について、いろいろ対策を練らなければいけないということなんですけれども、今のお話ですと再任用制度を生かして導入した上でも、経常収支比率90%の目標達成の見込みがあるかどうかという点、そういったものに対して、特段大きな影響があるのかどうかという点、この点について教えていただければと思います。

○総務部長（北田和雄君） 人件費がどの程度占めるか、それによって経常収支比率というのは、ある程度影響されます。今回の再任用が、どの程度の影響になるかというのは、ちょっと先ほど申し上げましたとおり、実際の配属関係をしてみないことには影響額ははっきりしませんので、今の段階ではどう出るかということは、ちょっとお答えは難しいところであります。ただし、先ほど申し上げたとおり、経常収支比率も含めまして、でき得る限り影響のない運用に努めたいというふうには考えています。

以上です。

○委員（尾崎利一君） この再任用制度の目的ということで、3点上げられているわけですが、雇用と年金の接続ということで、年金の支給開始が後ろへずれ込んでいくので、その間無職になると食べていけないということで、その間きちっと食べていけるようにしてくださいという話が1番目だと思うんですね。そうすると、この条例そのものには書き込むことではないと思いますが、基本的に希望、年金が切れてしまうということで、この再任用職員としての採用を希望する職員については、何か要するに重大な問題があつて採用することはできないということであれば、基本的に採用してきちっと収入が保障される状況をつくるというのが、一番の目的、1番目に掲げられている目的だと思うんですが、そういう理解でいいのかどうかというと、そういうことであれば、採用のこれはこの条例そのものというよりも、採用の規定というんですかね、採用規定みたいな、もしくはちょっと見たことがないのでわかりませんが、職員の採用規定の中に再任用職員についての、そういう年金との接続という事情を考慮した採用規定にされる必要があるんじゃないかと思えますけれども、その点どうなのかというのを伺います。

それから、それについては先ほど質問があつた任期の更新の問題についても、良好である場合に行うことができるというふうになっていますが、私は極端に勤務実績が悪かったり、大問題を起こしたりということになれば、年金の支給が開始されるまでは更新、本人の希望があれば更新されるというふうにはここは読んでいるんですけれども、そこら辺がどうなのかと。

それから、3番目のところで25市との均衡ということですが、大体条例等については同じような内容の条例に他の25市もなっているのだと思うんですが、何かこの26市の中で東大和市の条例の特徴なり、特殊性なりというものが、もしあるのであれば、その点について伺います。

○総務部長（北田和雄君） まず、再任用職員の任用の関係でございますけれども、基本的には希望者全員を再任用するということが約束をしているわけではございません。任用に当たっては、やはり公務の能率の低下を招かないということが必要な条件でございますので、そういう面から本人の勤務に対する意欲ですとか、体力、あるいは能力といったものを兼ね備えた方を採用したいと考えています。そのため、面接時に在職時の人事評価ですとか、健康状態、あと本人の意欲、そういったものを判断しまして、総合的に決定していきたいということで今は考えております。

あと任用の規定でございますが、そういう考えのもとに一応条例関係は組み立てているということで、全員任用しますというようなことを、この条例の中で入れるのは、その趣旨から合わないというふうに思います。

あと更新についてですが、更新についても同じ考え方でございます。年齢的に60過ぎていきますので、体力、気力とかが高齢期に差しかかってきますと落ちることもございますので、その時点での本人の意欲ですとか、体力、健康状態を総合的に判断して更新も考えていきたいというふうに考えております。

あとほかの市の条例との比較でございますが、26市で一番最後の条例ですので、それからほかの市も実際再任用については、それほど大きな違いがあることをやっているわけではございませんので、これといって東大

和市がここで特色を出す内容も特にありませんので、大体同内容の条例となっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私先ほど言ったつもりなのですが、再任用の任用の仕方などについて、条例で私が言ったようなことをいろいろ記入したりするというのではないと思うので、採用に当たっての規定の問題だと思いますが、いずれにしてもこの1番目の目的から言えば、でき得る限り年金が支給されるまでの間、保障されることが望ましいという考え方から出発しているというふうに思いますので、私としては条例云々ではなくて、規定でそこをきちっと考慮するような規定にすることが望ましいと、これは意見です。

それから、私今言った1番目の目的のところ、国として何か言っていることがあるのかどうか、その点について伺います。

○職員課長（原島真二君） 国からの通知の関係でございますけども、さっき総務副大臣のことが他の委員からもお話ありましたけども、地方公務員の雇用と年金の接続についてという内容の文書でありましたけども、雇用と年金の接続が求められており、再任用制度の条例を制定してない場合には、速やかな制定が各市には求められているという、こういう内容で通知が来ております。

以上です。

○委員（二宮由子君） 細かいことで申しわけないんですけども、この2ページ目の給料月額のところ、例えば退職されたときに部長だった場合には部長という認識でよいのか。あと先ほど退職時の職場とは限らないというふうな御答弁をいただいたんですけども、例えば福祉部で非常に課長でいらしたときに活躍をされて、いろいろと実績も上げられた方が、ほかの部署に移って退職されたときに、活躍された福祉部でというふうな形になった場合に、例えば部長で退職されて、そのまた部長に戻るのか、そのときにもし変わられたところに、もし部長がいらした場合は部長との整合性というんでしょうか、そういったものに関しては、どのように対応されるのか伺います。

○総務部長（北田和雄君） まず、再任用での職層の問題だと思いますけども、まず部長で退職して部長でそのまま残るとするのは、これは先ほど申しました組織運営上の必要性がある場合、例えばプロジェクトの進行中で余人をもってかえがたい人材だというような場合は、部長に限らず課長だとしても退職後も引き続き課長として、その職を続けてもらうということがございます。ただ、それ以外の本人の希望による再任用の場合は、部長をやめても一般の職員でやめても位置づけは同じでございます。全て主事という位置づけで仕事をさせていただくということになります。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） まず、ちょっと基本的なところでですけども、今回のこの再任用制度、国からも求められているということでの話ですけども、もともと東大和市が最後まで残ったのは人件費を抑えたいとか、財政的な面が大きかったということで考えると、この再雇用のほうの現行の制度はどうするのか、そのまま引き続き続けるのか、また私とすれば再任用制度で一定の基準がある、大体パターンがあるみたいですけども、やっぱり財政的なことを云々考えるならば、給料月額も東京都に準拠せずに、もう少し抑えてもいいんじゃないかという気はしているんですけど、まず1点、その点はどうですか。

○総務部長（北田和雄君） まず、再雇用制度でございますが、再任用制度の導入と伴って廃止を予定しております。ただ現在再雇用で勤務している職員についても、原則再任用に移行していただくということを今考えて

いますが、本人がどうしても再雇用で現状のまままでいきたという場合が出た場合は経過措置として、その人に限り再雇用を残しますが、新たな再雇用は考えておりません、1点目です。

あと、2点目の給料表の問題ですけれども、正規職員の給料表自身、東京都に準拠しているということもございますので、再任用につきましても一般職でございますから、東京都に準拠した給料表を今回使用しているということでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうしますと、まず再雇用制度はなくしていくということで、再任用ということで、当然そういう到来する対象者もいらっしゃるかと思うんですね。単純に言うと、その人の場合だと逆に言うと本人が普通今のままでいいとは言わない、再任用のほうがいいと言うんじゃないかと思うんですけど、つまり現状よりも相当給与額もアップするということが考えられますよね。いろいろな条件もいろいろいいわけですし、単純に言うと、これもすぐわかればでいいんですけども、再雇用制度で今働いている方で、これを再任用制度になったら、単純に言うと月額でいうと、どのくらいアップになるかとかわかります。

○総務部長（北田和雄君） 現在の再雇用と再任用の比較でございますが、今大体再雇用で30時間なんですね。それに近い日数となると週4日の再任用が31時間になりますから、大体同程度の勤務時間になります。その場合で比較しますと、先ほどもちょっと御説明しましたが、年間で1人65万円ほど収入がふえてまいります。ただ、これにはちゃんと理由がございまして、先ほども説明しましたが、再雇用の場合は非常勤職でございますので、あくまで本格的業務には従事できません。ただ、再任用の場合は、これは我々と同じ一般職になりますので、フルタイムであろうが、短時間勤務であろうが、我々と同じ本格的業務に従事してもらおうと。それに伴う責任も当然伴ってくるということもございますので、そういった責任の度合いの違いもございますので、収入額にそこは差が出ているということもございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 再任用だと一般職であるということで、確かに非常勤、嘱託員との差に関しては、常にこの間も私もいろいろ議会でも質問したときに、仕事の内容が違うから金額も差があるということでは、そういう答弁しか返ってこないんですけども、そうなってくると先ほどの答弁でも、ちょっとどうなのかな、理由と実態が伴わないのかなと思うのは、年金のこと、無年金が生じるからと言っておきながら、実際はそういう再任用制度で一応の場合、全員希望者を受け入れるわけじゃないと言って、そのセレクションというか、落とされる人も当然出てくるという言い方ですよ。そうすると、そもそものこの目的と内容的なところで、どうなのかなという点がちょっと疑問に思うし、再雇用制度、嘱託員の制度もなくなってしまうと、落とされた人がよっぽど問題があればしょうがないですよ。ただ、行政上のもともと人件費を抑えるために考えているから、一定の職員課で考えた枠があって、それを超えて例えば15名のところを20名希望者が来て、どうしても5名は落とさざるを得ないと、落とされた人が特に大きな問題があって、仕事上何か瑕疵があつてとか、問題があつたというんじゃないくて、単純に人数的な面で落とされた場合に、そういった人は再雇用制度もない関係で、非常勤も嘱託とか何かと雇われることもないということになるんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） まず1点目が、再任用職員の全員採用するかどうかという点ですけども、これ現在の再雇用職員につきましても、一応試験がございまして、全員を雇用するという前提には立っておりません。再任用につきましても、先ほど御説明しましたが、必ずしも約束をしているということではないと。やはり公務に携わってもらう以上、それなりの意欲ですとか、本人の気力ですね、それから体力といったものは、一定

の条件を備えていただかないことには、本格的業務に従事できませんので、それを判断基準の一つにしたいということでございます、一つですね。

人数の関係でございますが、できる限り再任用の職場をふやしていくという考えで一応立っております。ですから、枠がこれしかないから、枠を決めて、それ以外の人は気力、体力ともあるんだけど、再任用しないというようなことは避けたいというふうには考えています。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 基本的には、そうであれば、まだそういう意欲があつて落とされて、試験は一応あるということですけども、なるべく希望でその問題なければ再任用制度を使っていくというのであれば、それは一定理解はできます。ただ一方で、私のほうでちょっと疑問なのは、今現状の市の業務の半数は今臨時職員とか、嘱託員で賄ってる、実際働いている人数の同等ぐらいの人数は、そういう形で仕事を今担っているわけですよね。そうなってくれば、私はこの間のこれらのことで、どうしても疑問なのは、確かに非常に簡単な仕事だけさせているということで、この間来ています、そういった臨時職員とか来ていて、その辺の待遇と、やっぱり再任用される方たちの待遇が余りにも歴然とした差があるんで、この問題がちょっとその後、私が質問して以降も検討したのがどうか、ちょっと甚だ疑問なんですけども、例えば付随しての質問になりますけども、そういった非常勤とか、臨時職員の皆さんというのは、やっぱり相変わらず5年間だけのいわゆる原則期間での雇い方によって、その記録も5年以上さかのぼっては残さないということは、引き続き変わらない状態で来ているのか、その辺はどうなんでしょう。

○総務部長（北田和雄君） 臨時職員の任用の関係ですけども、これは地公法で臨時任用の定めがございます。それで、半年です、上限が。ただ1回更新できるということですので、更新を入れれば1年間の任用は臨時任用の場合はできます。ですから、最長でも1年というのが原則でございます。ただ、その後ある一定の期間を置いて、また人が必要になって同じ方が雇用されるというケースはございます。先ほどの記録の保存の問題ですけども、今申しましたとおり臨時職員の任用というのは長くて1年なんです、原則というか、法律上。ですから、その1年の任用期間の記録を、どれだけ残すかというのが判断基準でございますので、今の文書管理規定では一番短い保存年限は1年か、次は5年になりますので、5年の保存年限で今は保存しているということでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） まず、臨時職員に関して、確かに半年更新して原則1年という形になっているけれども、実態は確かに間1日休みを置いて、さらに雇用されるということが続いてきている実態があると思うんですよ。当然職員課は、それを把握していると思うんですけどね。ですから、それで相当年数かかわっている職員が実際多くいる。さらに、今臨時職員の話でそう言われましたけど、嘱託員の場合はもう少し期限が延びるんじゃないですか。つまり、嘱託員の場合は図書館の司書とか、そういったことに関しては、たしか5年だった、それでさらに5年以上今延びていたんじゃないかと思うんですけども、その人たちの場合も同じような適用のままで、その後特に待遇改善と言ったら変ですけども、その辺はしないままで来ているのか、その辺はどうなんでしょう。

○総務部長（北田和雄君） 嘱託員は地公法上、非常勤職、一般職じゃございません。特別職になります。さっき言った臨時職員は地公法の適用は一般職でございます。嘱託員につきましては、1年間の契約で採用しております。ただ、更新制度がありまして、6回まで更新ができます。ですから、最長7年勤務するということが

可能な制度になっております。それですので、その関係の雇用関係の部署につきましては、7年の勤務が可能だということを踏まえて、一応10年の保存を前からしております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 10年の保存は、それはそれでぜひそのままそういう形でお願いしたいんですけども、その辺とその後臨時職員、ちょっとこの点はまた多少ずれちゃうんで、そんなに長くやりませんが、少なくともどうなんでしょう、ちょっと前に私が問題提起したのは、一定臨時職員とか、市のこれも必要性からと思うんですよ。同じ人が何度か半年更新で1年だけでも、必要性があってその方の能力がどうしても必要だからということで、例えば1日だけ休みの日を設けて、それでさらにまた更新を続けてるということ、この間やってきたと思うんですよ。そういった人の場合でも、実際その方たちというのが、市にとっては貴重な戦力になって業務を果たしてきていることもあるわけだから、その辺を考えるとやはりもう少し実際に働いた、そういった任用期間が5年の保存しかなくて、あと破棄してしまうと。たまたまあった事例が、以前働いていて、いろいろ資格を取るのに、そういった業務を確認したいと言ったら、それはないと、もう破棄しましたと。だけど、みんな職員は知っているわけですよ、一緒にずっと働いて、その方は10年働いていたと。だけど、それは出せないという、そんなことがやはり起こっちゃうから何とかしてほしいと言ったんですけど、それは全くその後も検討してない、それはもういいということで処理してきたんですか。

○総務部長（北田和雄君） そのときにも御説明しましたが、やはり先ほど申しましたように、臨時職員は半年雇用で更新1回の半年で最長1年であると。1日置いて、また採用ということは例はありません。一定期間、もっと置いておりますので、それでそういうことを原則にして保存年限は決めていますということで、5年で変えませんというお話を、そのときにもいたしました。ですから、特にそれは検討しておりません。ただ、御要望がございましたので、雇用時にあなたの雇用記録は5年しか残りませんということを通知してほしいという御要望がございましたので、それについては対応はしております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと私も今1日と言ったのは、1カ月の間違いだったかもしれないんで、ちょっとそれはあれですけども、実態として確かに雇用時に、ちゃんと確認してというのは、そのときもお願いしました。つまり、臨時職員、これ嘱託員のほかの制度の人、唯一職員とまさにこの再任用の方たちに関して言えば、言ってみれば行政の側からずっと記録は保存されて、職員互助会までずっと入れて、ずっと記録があって、その待遇は格段にいいわけですよ。ところが、嘱託員とか、臨時職員に関しては、一定もう10年たったら記録もない、7年たったら嘱託員は別ですけども、臨時職員には記録もないし、いろいろ何かそういう証明が必要ですよと言っても、何も対応もしてくれないということで矛盾から、ちょっとこれはおかしいんじゃないかと思って提起して、今の話だと採用時にはちゃんとそういう記録がもうなくなるからということは、ということで説明しているということで、一応それはもう今採用されている方には、みんなそういう通知はきちっとしているという解釈でいいんですか。ちょっと、その点だけ確認させてください。

○委員長（押本 修君） 中野委員、ちょっと御質問はわかるんですけど、きょうのこのこととちょっと離れたんで、とりあえずこのことについては今御答弁だけで終わりにしていただいてよろしいですか。

○総務部長（北田和雄君） 今雇用している職員については、雇用時にその旨を通知しております。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） よろしいですか。

それでは、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第62号議案 東大和市職員の再任用に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（押本 修君） 採決いたします。

第64号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（押本 修君） 採決いたします。

第65号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（押本 修君） 採決いたします。

第66号議案 東大和市職員互助会に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

○委員長（押本 修君） 採決いたします。

第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

暫時休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時18分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（押本 修君） 次に、所管事務調査、東大和市議会における災害対策に関すること、本件を議題に供します。

前回の委員会における議論を踏まえ、正副委員長において申し合わせ事項（案）を作成しました。お手元にお配りしております。また、本調査につきましては、本日の委員会で調査を終了し、定例会最終日の本会議において報告を行いたいと考えておりますので、調査報告書（案）についても、お配りをさせていただいております。

初めに、申し合わせ事項（案）について、御意見ありましたら、御発言のほうをお願いいたします。

○委員（関田正民君） 申し合わせ事項をまとめていただいて、ありがとうございます。

本当に、もっと簡単でいいと思うんですね、私は。といいますのは、これは5項目書いてありますよね。議員は、自身の安否を議会事務局へ報告する。本当は、これだけでもいいんですけど、そういつてはちょっとあれかと思うんで、あえて言えば一つずつ私の意見を言わせていただければ、これは私はいいと思うんですね。

それから、2番の議員は、地域住民の救援に尽力するとともに、これはやっぱり人数把握できる限りということは、この前の委員会の中でも蜂須賀委員が各自が個々に連絡すると、事務局が困るということをもとめて言えば、だから一本化にしようという案が出たと思うんですよ。そういうことをやると、やっぱりこれを把握できる限り努めるというふうになると本部のほうへ直接議員から、こういう状況だよということになって混乱が起こる可能性もあるということで、私はこの2番は1番のほうに、また3番には議員は、情報の提供・収集に当たっては、直接本部と連絡を取るのではなく、必ず議会事務局を通じて行う。これは、大事なことだと思うんですよ。やっぱり、この2番のことがあると、混乱すると思うんですよ。住民はこうだよということを、本部へ直接電話する可能性がある。そうなると、何のために議会事務局を通じてという話だと思いますけど、この前市側の説明でも、たしか災害対策本部と議会の連絡窓口は一本化が望ましい。議会事務局は協力部としての位置づけなんですよ。ということは、やっぱりこれ何でもかんでも議会事務局を通せということが筋であって、お互いに申し合わせ事項ですから、もう本当に簡単にすること、これ全部全て入っていると思うんですね。

それから、またあとは5番の議会事務局は、本部と議員との連絡窓口になる、これも1番と交互するんです

が、あえて言えば5番も入れてもいいかなと思うんですが、私は1番と3番だけでもいいのかなというふうに思っているんですが、これは私の意見です。

もう一度確認しておくのは、議会事務局うたっておくには、本部と議員との連絡窓口になる。考えてみれば、これも必要かなと思うんですが、私はこの1、3、5で十分申し合わせ事項が納得できるんじゃないでしょうかと私は思います。

○委員長（押本 修君） ほかに御意見ございますか。

○委員（蜂須賀千雅君） 押本委員長と佐竹副委員長で申し合わせ事項をつくっていただきまして、ありがとうございました。

前のときに質疑の中でも言いましたけれども、私の会派はもともとこれは特に必要ないというふうには考えだったんですが、連絡とその他もろもろの決め事ぐらいはということで案をつくっていただいたというふうに思いますので、こちらを最初見させていただいたとき、ちょっと多いんじゃないかというのが正直な感想です。今関田委員からお話ありましたとおり、私も1番と3番と5番は構わないと思いますが、例えば3番と4番は、例えば3番の部分ですね、必ず議会事務局を通じて行い、本部から協力要請があった場合は、その対応に努めるということで、これぐらいでまとめることもできるんじゃないかなと思うんですけど、あとはこれ以上は2番は特に、こんなのは言わなくても基本的には当たり前のことだと思っていますので、1と3と——3と4を後ろにくっつけて、1と3と5で私も十分でないかなというふうに思います。ちょっと、これじゃないときのう会派でもよく話をしましたが、なかなか了承できないと思いますので、これだと私はいいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかに御意見ございますか。

○委員（尾崎利一君） 私としては、とにかく短いほうがいい、とにかくと言うと語弊があるんで、短ければ何でもいいというわけでもないんだけど、3番だけでもいいと今僕は思っているんで、1番と5番という話もありますので、何ていうかな、わかっていること、書いてあれば当然そうなんだけれども、言わずもがなことをいろいろ書くと、どんどん長くなっちゃうというのが僕の意見なんです。ですから、最小限のことを書くと。この2番、4番を書いていくと、6番、7番と際限なく、これもあれもというふうに、言えれば幾らでも出てくると思うんですよ、それはね。だから、最低限のところ1、3、5でせいぜい3つ、さっき言いましたよね、1つでもいいと思っているんですが、多くても3項目で十分じゃないかなというのが私の意見です。

○委員長（押本 修君） ほかにございますか。お1人ずつ聞きますよ。

今までの議論については、お配りしてありますので、皆さんいろいろおっしゃっていたんで、よろしいんですか。ちょっと時があいたんで、またこれを見てどうかということとは……

○委員（中野志乃夫君） 私も本当に短いほうがいいと思うので、さっき蜂須賀さんが言われたように、3と4はちょっと長くなっちゃうけども一緒にして、1、3、5、とにかく3点ぐらいでまとめていただければと思います。

○委員（二宮由子君） 私は別にこの5点で構わないと思いますが、要するにこの議会として、議会がこの危機管理に関して、どうするんだということが書かれていけばいいことですので、1から5までは必要であると思いますけど。

○委員（尾崎信夫君） 正副がまとめていただいたわけですから、このとおりで私はいいと思っておりますので、

長いとか、短いとかという問題じゃなくて、やはりせっかく正副に任せられたわけですので、正副でまとめた内容で私はいいんじゃないかと思っております。

○委員（佐竹康彦君） 私もまとめた側の人間として、これでいいなというふうには思います。先ほど、関田委員おっしゃっておられた2番の点なんですけれども、災害状況と住民のニーズを把握することと、本部に連絡するという事は、その方向性が全然違うと思いますので、ニーズを把握してから、即本部にということではなくて、であるからこそ本部等に連絡したいということであれば、必ず議会事務局を通じて行うということで、3番目の規定がございますので、2番目の項目があったからといって、本部に連絡が行くというような御心配は、この中ではしていただくなくても安心していただいても結構なのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（関田正民君） もう、これ大分議論されていますので、もうこれでどうですか、決ったら。これ全て、これを載せないのか、載せるのであるならば1から5を載せるのか、1、3、5にするのか、もう議論しても、もうさんざん議論されていると思いますよ。もし、これでいくといたら、また同じことで、またもつとつと出ますよ、利一委員が言うように。

○委員長（押本 修君） わかりました。

それでは、一応5つは、これをつくった背景は私のほうで書いたものと、副委員長で書いたものと合わせて5つになったという経緯が実際はあるんです。どれを誰が書いたとか言いませんけども、私が書いたものと副委員長が書いたもの、合わせてこの5つになったという経緯で、今短くていいんじゃないか、これとこれとこれだけでいいんじゃないか、いやこのままでいいんじゃないかという御意見が出尽くしたんですけども、蜂須賀委員のほうから、これとこれを合わせれば、ちょっと長いけど1つになるんじゃないかという意見が一つあったので、それをちょっと意見を伺いたいです、まず1点。その辺いかがですか。

○委員（関田正民君） せっかく正副委員長がお互いに出した、誰がどこか知りませんが、これをちょっと足そうよということになれば、全てそれがまたなっちゃうんですよ。6番、7番もつくろうということになっちゃうわけ。そうすると、また議論しなきゃならないんですよ。もう、これだけ議論しているわけですから、ここに出たもので拾い集めて、1、3、5がいいのか、5つ載せるのがいいのか、もうこれ決めるべきだと思いますよ。今ここでぶれても仕方ないんじゃないですか。もしだったら、6番、7番も案出しますから入れてくださいよ。そういうふうになりますよ。

○委員長（押本 修君） はい、わかりました。

それでは、一つ一つの文章としては、もうそれは足したり引いたりほしくないということでよろしいですね、5つは5つで。それについて、この5つを3つにするのか、今3つという意見を言われた方は3つは1、3、5でよろしいんですか、合っていますね、それはね。その辺、どうされましようか。なるべく短目のほうがいいという御意見、これは先日の議論にもあったんですけども、議員の手引のほうに最終的には載せてもらうように、これは代表者会議のほうにお返しをいたします。代表者会議のほうで最終的には、この3つとか、5つでいいのかという部分と、手引のどの部分に載せるかということは、代表者会議のほうで最終的に決めてもらうように、こちらでお返しをするんですけども、それはそれでよろしいですよ。

○委員（関田正民君） 代表者会議に載せるということは、あれ全員参加が条件ですから、1会派でも反対があれば載せないということですよ、それ確認していただきたいと思います。

○委員長（押本 修君） ですから、ここではそこまで考えて結論は出していただきたいんですよ。また、丸投

げみたいな形で、それはあと代表者会議でやってくれということではないので、そこでもここでこういう意見だったらいいんじゃないかという形で、すぐに決まるような形で戻したいんですけども。でも、ここの決定でも代表者会議で再度検討かもしれませんし、戻される可能性だってなくはないんじゃないんですか。別に自由で構いません、そこはいいですよ、お話しください。

暫時休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時33分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○議会議務局長（長島孝夫君） 本件につきましては、内容につきまして、総務委員会の中で御検討いただきたいということで、代表者会議のほうからいただいておりますので、内容につきまして、この場でできればやはり全会派の同意のもとでお決めいただき、代表者会議に返していただいて、そこで再度申し合わせという形で、どの部分に掲載するか、そこら辺も含めてお決めいただくのが一番形としては、よろしいのではないかとこのように考えます。

以上です。

○委員（関田正民君） ですから、もし選抜をすべきだと思うんですよ。全員が納得するんであるなら、もう最低でもこの1番から5番だったら、うちの会派は反対ですから。だから、どうしてもそれを通したかったら、1、3、5にするとか、私の意見です、それは。それは皆さんに、あとは皆さんが選択してください。

○委員（佐竹康彦君） いろいろ御意見あったかと思えます。最大公約数を求めると、1、3、5でいくということになると思うんですけども、今蜂須賀委員のほうから、一方に1、3、5だけでいいという御意見と、5つという意見とあって、その折衷ということでは、まず最大公約数の1、3、5を、まずはこれはいいだろうということで、蜂須賀委員からの御意見をいただきました4番については、少々文章自体は長くなるけれども、後半部分を足して、それで3つにするということの御意見いただきましたので、そこら辺が両方の中間点というか、落としどころで御納得いただけるのかなというふうには思いますけれども、いかがでございましょうか。

○委員（蜂須賀千雅君） ごめんなさい、先ほど私の意見の後、皆さんたちの意見を聞いて、1、2、3、4、5、押本委員長と佐竹副委員長でつくられたので、ごめんなさい、訂正します。私は基本的には、この中の1、2、3、4、5の中でまとめて集約していただいて、私も1か3か5で、もしくは1か3だけでもいいのかなというふうに思います。だから、先ほどちょっと4の一部をくっつけると言ったんですけど、協議をしてつくっていただいたものですから、基本的には1と3と5、それで私は5番に関しては、特にと考えていますので、1か3か5か、1と3という選択肢をちょっとつけ加えていただければ、採択するんであればお願いできればなというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） 私の意見は、要するに災害対策本部というものがあるので、災害対策本部と議会との関係だけきちっとしておけばいいんじゃないかと。それ以外の文言をいろいろ入れていくと、災害対策本部はあるんだけど、それとまたちょっと重複するようなことを別のところで決めるというのは、やはり混乱のもとなので、災害対策本部との関係だけを、ここで規定すると。ここで言えば、1、3、5がそれに当たるんで

はないかということなんです。1、3だけでも、5番重複しているの、1、3だけでもいいと思いますけれどもという意見です。

○委員長（押本 修君） ちょっと済みません、さっき私蜂須賀委員のほうで当初提案のあった一緒にするという話は、それは私のほうから伺ったときに、文はもうそれぞれそれぞれでいいんじゃないかということなんで、その部分はもうそれでしちゃいますけども、よろしいですか、皆さん。その文言は、もうこれは1については、このまま、2については、これはもうという私、最後に伺って、それでよろしいということだったので、それはそれで構いませんね。

○委員（中野志乃夫君） 今ちょうど出たように、私も1、3だけでもいいと思います。これも、さっきも出ているように、本当にそもそも市のほうでの、もう既にこういう図が出ているわけですよ、結局災害時のね。その中で議会は下のほうにちょこっと載っている、そうじゃないと実際に市が動きづらいうから、そうしてはるはずなんで、確かに今出たように変にいろいろつけちゃうと、もうそれだけで余計混乱のもとをつくることになりかねないので、1、3で私もよろしいと思います。

○委員長（押本 修君） ほかにいかがですか。数字で上げてもらって。

○委員（関田正民君） 私も1、3だけでいいと思います。

○委員（二宮由子君） 先ほど、中野委員が災害対策本部の下のほうに議会ってありますけど、議会が災害対策本部の組織図の中には一切入っていませんので。局長だけが本部に入っているというだけで、議会というのは一切入っていませんから、ですから議会としても、しっかりとした対応を考えるためにも、何か申し合わせ事項というのは必要だというふうに申し上げてきましたし、1、3、5……なぜ4番が皆さん否定されるのかというのを、ちょっと伺いたいと思うんですけども、理由を。私は、この4番はあっても全然構わないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（関田正民君） 明快に反対する私の会派がいるわけですから、まとまらないんだから、これは幾ら議論しても無駄です。私は折れて、1、3、5、1、3と言っているんですけど、まとめるために。だからそれがしてやられるなら、私は反対ですからまとまりません。幾ら議論してもおしまいです。これだけは明快に、私の意見を言っておきます。

○委員長（押本 修君） ちょっと、とりあえず希望を考えを一巡させたい、ちょっと関田委員、済みません、二宮委員、今の御意見、ちょっと待ってください、一巡させますので。二宮さん、これはあれですが、5まで全てということでもよろしいんですか、必要だというお考えでもよろしいですか。

○委員（二宮由子君） はい、正副にお任せをさせていただいたので、それが1から5までは必要ではないかと思えます。

○委員（尾崎利一君） 1、3で結構です。もしくは、1、3、5でもいいですけども。

○委員（蜂須賀千雅君） 私も1、3です。ほかのは、基本的にはもう当たり前だと思っていますので、一々うたう必要はないというふうに私は思っていたので、当初からうちの会派も1と3であれば、本当は全体、基本的にはうちの会派も反対です。だけど、そうはいつても、この1と3であればいいよということで、委員会に出席していますので、私としても1と3でお願いできればと思います。

○委員（尾崎信夫君） せっかく議論してきたので、まとまるところでまとめていただければと思っております。その辺よろしく願います。正副委員長のほうで、まとめていただければ。

○委員（佐竹康彦君） 私も個人的には、出した側としては、この1、3でいいというふうに思っていますけど

も、申し合わせ事項として手引に載せる必要がある以上、全会派の一致の意見がなければならぬということであれば、今尾崎信夫委員おっしゃったような形で、まとまる形でまとめることのほうが重要なかなというふうには思います。

以上です。

○委員長（押本 修君） 4番についてということは、どうしますか。

○委員（二宮由子君） では、まとめてください。

○委員長（押本 修君） それでは、もともと全く何の定義もなければ、全く記載もない状況が今まで続いていました。過去の御意見の中に、尾崎信夫委員のほうからもあった話なんですけども、とにかく今何もないと、何もないがゆえに東日本大震災が発生して、この地も大きな揺れがあったときにも、何も動くことができなかった、実際動かなかったという御意見が当初議論の中にありました。そういう意味からも、まず何らかの最低限のものでもいいから、明文化して残さなければいけないんじゃないかということが、多分この諮問のスタートだったと思っています。ですから、このまま議論を続けるということは、全く意味のないことだと思いますので、何か一つここで結論を我々出さなきゃいけないというふうに思っています。ですから、少なくともこの2つ、1と3については皆さんオーケーという話だというふうに私は受けとめてますので、とりあえずそういう形で、これは所管事務調査としての結論としては、いかがでしょうか。

これは、さっきもお話ししましたけども、代表者会議のほうで最終的には決定をさせていただいて、手引のほうに載せていただくという手順になっていると思っています。手引も何年かに一遍改訂が当然ございますので、その中でまた今後の議論にさせていただくということで、これはいいのかなと思っているんですが、その辺いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員（二宮由子君） 多分このお話が出したのは、平成24年10月10日から11日の全国市議会議長会の研究フォーラム in 松山というのに会派で視察に行っまいりまして、議長の会派も行かれたと思うんですけども、そこで大震災における議会の役割という課題討論というのがありまして、討議ですか、コーディネーターの方ですとか、南相馬市議会の副議長、名取市議会の前議長ですとか、陸前高田の市議会の議長ですとか、そういう方々が実際に被災をされて、やはり議会としてしっかりとした対応のマニュアルがなかったので、非常にそのときの対応に困ったというお話を実際に伺った経緯がありますので、何らかの形で東大和市議会としてまとまった形で、この申し合わせ事項でも1、3ですか——でも構いませんので、形としてつくり上げたほうがいいと思いましたので、私は皆様の意見がまとまれば、これで構わないと思います。

以上です。

○委員長（押本 修君） ありがとうございます。

それでは、皆様の御意見として我々2人、正副委員長案として出させていただいた5つの中から、1と3ということでよろしいでしょうか。

御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） それでは、お諮りいたします。

所管事務調査、東大和市議会における災害対策に関する事、本件の調査報告書をただいま御協議いただいとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

所管事務調査につきましては、本日の調査をもって終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成25年第5回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午後 2時46分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修